

郡山市道路パトロール実施要領

平成26年12月26日制定

平成27年4月1日一部改正

[建設交通部道路維持課]

(目的)

第1 この要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第16条の規定に基づき、郡山市が管理する道路の道路構造の保全、安全かつ円滑な道路交通の確保、その他道路を適正に管理するため、道路パトロール（以下「パトロール」という。）の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(対象とする路線)

第2 この要領に基づきパトロールを実施する道路は、重要路線及び重要区間と判断する市道を対象とする。

(パトロールの種類)

第3 パトロールの種類は、通常パトロール及び異常気象時パトロールとし、内容は次のとおりとする。

(1) 通常パトロール

平常時におけるパトロールであり、原則としてパトロール車から視認できる範囲で、次に掲げる事項について点検するものとする。ただし、必要がある場合には徒歩により実施するものとする。

- ア 路面・路肩・路側・法面及び構造物の状況
- イ 標識・照明・安全施設・街路樹・植栽等道路附属物の状況
- ウ 道路に関する工事の状況
- エ 道路占用及び道路使用等の状況
- オ 道路の交通状況
- カ その他必要な事項

(2) 異常気象時パトロール

大雨・暴風・大雪・地震等道路交通に支障を与える異状な状況が発生した時において実施するパトロールであり、主として緊急輸送路や地下道等の重要路線の状況や災害の実態等を把握し、防災危機管理課等との情報の連絡を密に行い、適切な防災対策又は災害復旧に資するものとする。また、通行規制（通行止め）を解除する場合にもパトロールを実施するものとする。

(パトロールの実施回数)

第4 通常パトロールは旧市内西地区（国道4号以西）、旧市内東地区（国道4号以東）、富田地区、大槻地区、安積地区、三穂田地区、逢瀬地区、片平地区、喜久田地区、日和田地区、富久山地区、湖南地区、熱海地区、田村地区、西田地区及び中田地区のいずれか2地区以上について週1回以上の頻度で実施し、1ヶ月間で市内全域のパトロールが完了するよう計画するものとする。

(パトロールの構成)

第5 パトロールの構成は、原則として1班3名以上（運転手1名、パトロール員2名以上）とする。

(パトロールの実施)

第6

(1) 通常パトロール

- ア 補修係長等は、計画的・効率的にパトロールが行えるようパトロールを実施する月の前月に月間の実施計画書(様式第1号)を作成し、道路維持課長の承認を得るものとする。
- イ パトロールに際しては、次の資機材を参考に必要と認められるものを携行するものとする。
- (ア) 道路管理資料(管内図、住宅地図等)
 - (イ) 記録測定器具(カメラ、巻尺、ポール等)
 - (ウ) 保安器具(セーフティコーン、保安ロープ等)
 - (エ) 照明器具
 - (オ) 応急処理材料(常温合材、凍結防止剤等)
 - (カ) 工具(スコップ、バール、ハンマー、鎌等)
- ウ パトロール員は、出発時に補修係長等にパトロール区間等を確認し、必要な指示を受けるものとする。
- エ パトロール員は、携帯電話により適宜道路維持課と連絡をとり、現況報告又は補修係長等から必要な指示を受け取るものとする。
- オ パトロール員は、パトロール実施中に発見又は取り扱った事項については次により措置するものとする。
- (ア) 路面の穴ぼこ、亀裂、障害物又は凍結等交通に危険を及ぼすおそれがある異状を発見したときには、直ちに現地において修繕又は障害物の除去等の措置を行うものとする。なお、現地において措置が困難なときは必要に応じてバリケード、ロープ、セーフティコーン、赤色灯、標識等を用いて危険表示を行い、交通の安全を確保することに努める。
 - (イ) 道路の崩落・陥没・落石等により交通に支障が生じ、若しくはそのおそれがある場合又はその他交通の流れを阻害する緊急事態が生じた場合は、安全確保を最優先し、道路利用者の誘導又は交通規制等を行うものとする。
 - (ウ) 道路の不法占用・不法使用を発見したときは、必要な指導を行う。
 - (エ) 道路に関するすべての工事(道路管理者以外の者が行う工事を含む)又は道路管理者以外の者が管理する物件が原因となって交通に危険を及ぼしている状況を発見したときには、当該工事の施工者又は当該物件の管理者にその状況を通報し、必要な措置を講ずる。
 - (オ) 通行規制を必要とする場合、異状による危険の拡大が予測される場合、第三者への是正措置の指導を行う必要がある場合及びその他道路維持課長の指示を必要とする場合は、道路維持課長に報告し、指示を受けるものとする。
 - (カ) パトロールに当たっては、必要と認めるときは写真を撮影し、パトロール終了後、その日時及び記録を道路維持課長に報告するものとする。
 - (キ) パトロール員は、パトロール終了後その結果を日誌(様式第2号)に記録し、道路

維持課長に報告するものとする。

(ク) 道路維持課長は、現地の状況に応じ必要な措置を講ずるものとする。

(2) 異常気象時パトロール

ア 異常気象時パトロールは、緊急時行動マニュアルに基づき、災害の状況に応じて別途編成し、通常パトロールに優先して実施するものとする。

イ パトロール員は、携帯電話により適宜道路維持課と連絡をとり、現況報告又は補修係長等から必要な指示を受け取るものとする。

ウ 補修係長等は、パトロール中の情報で緊急を要するものは、速やかに道路維持課長に報告しなければならない。

エ パトロール員は、パトロール終了後、通行規制箇所の確認状況・異状の有無・応急措置の実施状況等について、日誌等に記録し、道路維持課長に報告するものとする。

オ パトロールに際して携行する資機材は第6(1)イに準ずる。

(応急措置)

第7 道路維持課長は、補修係長等から報告のあった事項のうち、急を要するものについては、速やかに必要な措置を講ずるものとする。また、警察署等、他の機関に関係があるものは速やかに関係機関に連絡し、その措置結果を確認するものとする。

(パトロールの補完)

第8 道路維持課長は、パトロールのほか、工事監督員の工事現場の往復時における道路監視等によりその補完に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

道路パトロール日誌

検印	課長		課長補佐		係長		係員	
	年		月		日		曜日	天候
道路パトロール時間						走行距離		
	時		分から		時		分まで	km
パトロールコース								
パトロール員氏名								
時刻	位置(地番や目標)				工種	番号	対策措置	対策措置の詳細
:							<input type="checkbox"/> 応急 <input type="checkbox"/> 通行規制 <input type="checkbox"/> 是正	
:							<input type="checkbox"/> 応急 <input type="checkbox"/> 通行規制 <input type="checkbox"/> 是正	
:							<input type="checkbox"/> 応急 <input type="checkbox"/> 通行規制 <input type="checkbox"/> 是正	
:							<input type="checkbox"/> 応急 <input type="checkbox"/> 通行規制 <input type="checkbox"/> 是正	
:							<input type="checkbox"/> 応急 <input type="checkbox"/> 通行規制 <input type="checkbox"/> 是正	
:							<input type="checkbox"/> 応急 <input type="checkbox"/> 通行規制 <input type="checkbox"/> 是正	
使用材料	常温合材		袋	土のう		袋	注意看板	枚
	側溝蓋		枚	保安ロープ		m		
	バリケード		個	注意くい		本		
備考								
1 対策措置の詳細欄には、道路パトロール用分類別番号表の状況に追加する必要があるときに記入すること。 2 位置図を添付すること。								

道路パトロール用分類別番号表

工種	番号	状況	工種	番号	状況	
(1) 路面	1	でこぼこあり	(8) 安全施設	42	ガードレール破損	
	2	穴ぼこあり		43	ガードパイプ破損	
	3	崩土あり		44	カーブミラー破損	
	4	凍結あり		45	デリネーター破損	
	5	老化・磨耗表層		46	その他	
	6	クラック				
	7	縁端部破損		(9) 道路標識	47	案内標識破損
	8	はがれ			48	規制標識破損
	9	その他			49	案内標識新設(要)
		50	規制標識新設(要)			
		51	不用標識あり			
		52	その他			
(2) 路側	10	破損	(10) 区画線		53	不鮮明
	11	欠壊			54	その他
	12	埋没				
	13	側溝埋没				
	14	草繁茂				
	15	その他				
(3) 法面	16	破損	(11) 不法占用	55	無断占用	
	17	欠壊		56	24条関係	
	18	草繁茂		57	ごみ捨て	
	19	落石のおそれあり		58	その他	
	20	落石あり				
	21	その他		(12) 工事中処置	59	標識不適當
		60	不親切			
		61	危険防止悪い			
		62	その他			
(4) 擁壁	22	破損	(13) 補修	63	ポットホール等	
	23	はらみ出し		64	安全施設	
	24	クラック		65	側溝・側溝ふた	
	25	欠壊		66	標識類	
	26	その他		67	その他	
(5) 構造物	27	側溝破損	(14) 清掃	68	カーブミラー	
	28	側溝ふた破損		69	側溝・排水	
	29	暗きよ水通悪い		70	その他	
	30	暗きよ破損				
	31	その他				
(6) 橋りょう	32	橋面	(15) 除去	71	路上落下物	
	33	高欄		72	動物死体	
	34	主講		73	倒木・立木	
	35	伸縮繋手		74	落石	
	36	支承部		75	崩土	
	37	その他		76	草刈	
				77	ゴミ	
(7) トンネル	38	巻立てコンクリート	(16) 照明灯	78	その他	
	39	巻立水もれ		79	照度悪い	
	40	照明灯悪い		80	点灯していない	
	41	その他		81	破損	
				82	故障	
			84	その他		